



安全・安心な医療的ケアの拡がりを願って

神奈川工科大学看護学部看護学科 田中千鶴子

在宅医療の推進によって、人工呼吸器や喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアの支援を受けながら、地域で元気に過ごすお子さんが増えています。しかし、保育園や学校、あるいは通所施設などの社会参加の場で、これらのケアができないという理由で入園・入学を断られたり、親の付き添いを求められたりする例は少なくありません。このような医療行為は医師や看護師等が担いますが、現場で対応する看護師は圧倒的に不足しており、医療職のみに頼らないケアの在り方も検討されてきました。

平成23年には「社会福祉士及び介護福祉士法」が一部改正され、介護職員等も一定の研修を受けることで特定の医療的ケア（たんの吸引、経管栄養）の実施が可能になりました。保育所の保育士、特別支援学校の教員、通所施設・ヘルパー派遣等の介護事業所職員等、子どもたちの身近にあって保育や教育、生活支援を行うこれらの支援者が医療的ケアを実施できることで、子どもたちの社会参加の場は拡がりQOLの向上にもつながると期待されています。筆者は平成24年から「登録研修機関」*の講師としてこの研修に携わっています。日々、子どもたちの成長発達を見守り家族とともにきめ細かなケアを行う支援者だからこそ、ひとり一人の特徴を踏まえニーズに沿った医療的ケアが実施できると、大変心強く感じてきました。

一方で、この医療的ケアを実施する施設や事業所は、医師、看護師等との連携を確保することや医療的ケアを安全かつ適正に実施するために必要な措置を講じる等「登録事業所」としての条件整備も求められ、実施は決して容易ではありません。そのような条件整備も含め、安全で安心な医療的ケアの拡がりを支援していきたいと思います。

* N P O 法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

<http://www.kenshikyuu.jp/>

